

(別紙) 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

○「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について

通番	対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	I-7-1 ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任	「インターネット・オークションやフリマサービス」とフリマサービスが明確に記載されたことに賛成です。 理由： フリーマーケットに関する相談は入っており、一文が入ったことは大変喜ばしく思います。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。
2	I-7-1 ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任	「個人間の情報交換のインフラである自らが提供するサービスにかかるシステムの機能を維持・管理する義務を負うものと解される」に賛成です。 理由： 個人間の情報交換に対するインフラを設ける事業者が増えているので、システムの機能を維持・管理する義務を負うのは当然と思うからです。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。
3	I-7-1 ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任	1(1)②の例外に下記のケースを加えてほしい。 ・規約等で禁止されている行為を繰り返すユーザーに対し、サービス運営事業者が適切な捜査や措置を行わず、合理的期間を超えて放置した結果、同種被害が発生した場合などについて、責任を負う可能性がある。 理由： 近年、フリマサービスの相談が急増しています。寄せられた相談によると、出品者の中には、規約等で禁止されている行為(偽ブランド品の出品、無在庫販売等)を繰り返す人がいるようです。購入差がその出品者についてサービス運営事業者に連絡しても、当事者間で話し合うように言われたり、しばらくするとまた当該出品者が同じ取引をしていることもあるそうです。購入者は、フリマサービス等が適切に運用されていることを前提に取引しており、このような出品者が存在することは、その信頼を裏切ることとなります。サービス運営事業者は禁止行為を繰り返す利用者に関する情報が提供された際には、適切な調査や措置を行い、同種被害が繰り返されないようにする責任があると考えます。よって、サービス運営事業者が迅速に適切な措置を行わなかったため、同種被害が発生した場合には、責任を負う可能性があることを明記していただきたいです。	いただいたご意見につきましては、ユーザー間取引プラットフォームに関する裁判例や実務を注視しつつ、今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
4	I-10 AIスピーカーを利用した電子商取引  I-10-1 AIスピーカーが音声を誤認識した場合  I-10-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	本論点は全削除するのが妥当である。 理由： AIの法的議論はまだ成熟しておらず、事例の積み重ねも不十分であることから、法的拘束力のない文書であっても、政府が発する文書において見解を述べるのは時期尚早である。また、物理的な「スピーカー」に殊更注目する必要性が疑問である。視覚障害者による音声読み上げソフト/音声入力ソフトを利用した注文や、ユーザーの所有するスマホアプリにダウンロードしたソフトを経由した注文、電話注文等、他の事例と比較検討したうえで慎重に議論・検討されるべき論点ではないか。実務者にとって参考となる指針になっておらず、準則に記載すべき論点ではないと考える。	今後、AIスピーカーを用いた注文サービスが社会一般に普及していくことが想定されるとともに、当該注文サービスにおける誤発注等の問題も顕在化していくことが想定されます。そのようなAIスピーカーを用いたサービスにおける問題に対して、どのような法適用がなされるのかを現段階で準則において示すことには、一定の意義があると考えています。 なお、本論点は、電話注文等、すでに広く普及している取引形態と比較しながら慎重に議論・検討致しましたが、ご指摘のような今後普及する可能性のある取引形態については、さらに注視しつつ、必要に応じて論点の追加・修正を検討して参ります。
5	I-10-1 AIスピーカーが音声を誤認識した場合	事業者が講じる確認措置として、「ユーザーが契約の成立のための任意の合言葉を設定できるようにする」や、「契約の申込み又は承諾の意思表示ができるユーザーを限定できるような音声認識機能を備える」といった措置を例示すべきである。 理由： 契約が成立しない事態を防ぐための措置としては様々な方策があり得、限定した措置しかないような誤解を防ぐため。	ご提示のような具体的な例示を記載すると、そのような措置しか認められないかのような誤解を与えかねないため、措置の内容については抽象的な記載にとどめております。よって、原案のとおりとさせていただきます。

6	I-10-1 AIスピーカーが音声を誤認識した場合	<p>「AIに法人格を認めるような法律は現時点で存在しない。したがって、AIスピーカーに独立した法人格が認められるわけではなく、事業者に対し契約の申込み又は承諾の意思表示を行っているのはそのユーザーであり」を</p> <p>「AIに権利能力を認めるような法律は現時点で存在しない。したがって、AIスピーカーに独立した権利能力が認められるわけではなく、事業者に対し契約の申込み又は承諾の意思表示を行っているのはそのユーザーであり、<u>ユーザーの契約の申込み又は承諾の意思表示を受けているのは事業者であり</u>。」と修正すべき。</p> <p>理由： AIは法人ではないので法人格が与えられないのはもともとだが、この部分で記載したいのは権利の主体・契約の主体になりうるか（＝権利能力があるか）ということかと思われる。また、AIの権利能力、法人格について記載をするのであれば、次の段落での文脈も踏まえると、事業者側の問題とするのが筋なのではないかと思われる。</p>	<p>「法人格」と「権利能力」はほぼ同義ですが、ご指摘の箇所は、自然人以外の主体に権利主体性を認めるべきか、という文脈なので、「法人格」の方が適当と考えます。</p> <p>後段については、ご意見を採用させて頂き、「事業者に対し契約の申込み又は承諾の意思表示を行っているのはそのユーザーであって、ユーザーの契約の申込み又は承諾の意思表示を受けているのは事業者であり、そのようなユーザーの意思表示がたまたまAIスピーカーを通じて行われたものと解釈されることになる。」と修正いたしました。</p>
7	I-10-1 AIスピーカーが音声を誤認識した場合	<p>「このような形態のAIスピーカーは、事業者の支配下にある事業者側の注文受付端末と解釈すべきであり、「ユーザーのエージェント」と解釈すべきではない。」を</p> <p>「このような形態のAIスピーカーは、事業者が取扱説明書等で示している環境や設定等に従って使用する限り、事業者の支配下にある事業者側の注文受付端末と解釈すべきであり、「ユーザーのエージェント」と解釈すべきではない。」と修正すべき。</p> <p>理由： 説明書等に反する環境に設置されていたり、ユーザーが勝手に変更したり、システムのアップデートをしていなかった場合には、事業者側の支配下にあるとは解釈できないと思われるため、場面を限定した。</p>	<p>基本にご意見を採用させていただきますが、ユーザが事業者が取扱説明書等で示している環境や設定等に従っていない場合の規律について十分な検討が進んでいませんので、「このような形態のAIスピーカーは、事業者が取扱説明書等で示している環境や設定等に従って使用されているときは、事業者の支配下にある事業者側の注文受付端末と解釈すべきであり、「ユーザーのエージェント」と解釈すべきではない。」と修正いたしました。</p>
8	I-10-1 AIスピーカーが音声を誤認識した場合	<p>「②通知に対してユーザーから確認を得られた場合に注文を確定する条項であれば、確認措置に対するユーザーの承諾の意思表示により契約が成立するものであるから、消費者契約法第10条の第一要件に該当しないため（中略）無効となる可能性はないと考えられる。」について、慎重に検討してほしいです。</p> <p>理由： AIに関する相談の今後の増加をにらみ、確認措置や確認メールにわかりやすく表示していただきたいと思います。</p>	<p>②「通知に対してユーザーから確認を得られた場合に注文を確定する条項」については、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当しないと考えられるため、原案の通りとさせていただきますが、ご指摘の点については、今後の裁判例や実務を注視しつつ、継続的に検討して参ります。</p>
9	I-10-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	<p>以下のように修正していただきたいです。</p> <p>「一般的に言い間違いは誰にでも生じ得ることから、一度の言い間違いでそのまま発注がなされてしまうような発注システムであれば、言い間違いに重過失があるとされる可能性は低い。これに対して、発注が完了する前に発注内容に誤りがないかを確認する確認措置（AIスピーカーが認識した注文内容をAIスピーカーが発する音声、AIスピーカーと連動するウェブサイトやスマートフォンのアプリ、電子メールなどを通じてユーザーに通知し、ユーザーから確認が得られた場合に注文を確定する措置）が組み込まれている場合や、発注完了と同時にまたは合理的な期間内に上記の通知が行われ、訂正やキャンセルの機会があたえられていた場合には、これらの確認措置等にもかかわらず錯誤を訂正しなかった発注者には重過失があると認定される可能性がある。」</p> <p>理由： 必ずしも発注完了前の措置でなくとも、重過失が認められ得るケースもあると思われます。その点も踏まえた記述にしていただければ幸いです。</p>	<p>民法95条ただし書にいう重過失は、表意者が意思表示を行うに至る過程において重過失があった場合を指すとされています。ご提示のケースは、意思表示後の事情であり、同ただし書の重過失には当たりません。また、訂正やキャンセルの機会が与えられていたにもかかわらず対応しなかったという不作為をもって新たな意思表示と一律にみなすことも難しいと思われます。よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	I-10-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	<p>「よって、発注者に重過失がある場合には、発注者が消費者であっても民法第95条但し書きにより、錯誤無効を主張できなくなる。」は削除すべき。</p> <p>理由：「よって」以降が様々な規定を当てはめようとした場合の帰結となっており、分かりにくく、「同法による規律は及ばない。」だけに留めた方がわかりやすいのではないかと思われる。</p>	<p>ご指摘をふまえ、「AIスピーカーにより締結される契約は同法の「電子消費者契約」には該当せず、したがって同法第3条本文による民法第95条ただし書の適用排除はなされない。よって、発注者が消費者であっても民法第95条ただし書が適用され、発注者に重過失がある場合には、錯誤無効を主張できなくなる。」と修正いたしました。</p>

11	I-10-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	2.説明において、「一度の言い間違えでそのまま発注がなされてしまうような発注システムであれば、言い間違えに重過失があるとされる可能性は低い」という見解を示していただいたことを評価します。しかし、可能性がゼロでないという点から、事業者の反論を認めてしまうケースもあり得ることを危惧します。今後、AIスピーカーが普及していく中で、消費者保護の観点から、より検討を進めていくことを希望します。  理由： 今後、AIによる取引が活発になっていくことは十分予測されます。消費者保護の観点から、実態に合わせて随時対応していく必要があると考えます。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。 後半のご意見につきましては、今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
12	I-10-2 AIスピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合	「取引がAIスピーカーによる音声での説明や案内と消費者からの音声での発注で完結する仕組みの場合は、AIスピーカーにより締結される契約は同法の「電子消費者契約」には該当せず、従って同法による規律は及ばない。よって、発注者に重過失がある場合には、発注者が消費者であっても民法第95条但し書きにより、錯誤無効を主張できなくなる。」に対して、電子商取引の定義変更の検討を希望します。  理由： 現時点では、電子商取引はいわゆるインターネット取引を指していると思われます。今後AIによる取引が盛んになった場合、テレビショッピングでも電話勧誘でもカタログ販売でもない取引になるため、消費者保護の観点から、電子商取引の定義を広げる必要があると思うからです。	電子消費者契約法における「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の「映像面」を介して締結される契約と定義されているため、AIスピーカーを介しての発注に同法の規律は及ばないと記載しております。 編集方針の1に記載のとおり、準則の目的は民法をはじめ、関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにあるため、いただいたご意見について、本準則での対応は困難と考えますが、裁判例や実務を注視しつつ、今後の立法措置(法改正を含む)に関するご要望として承りました。
13	II-4-2 特定商取引法による通信販売に係る広告規制	論点では、「ウェブ上で商品の販売等を行う事業者」、1.概要では「インターネット上で商品等を販売する事業者」と表記にゆれがあるが、当該表記ゆれにより対象となる事業の範囲に差異が発生しているため統一すべきであるとする。	ご指摘を踏まえ、「ウェブ上で商品の販売等を行う事業者」に表記を統一させていただきました。
14	II-4-2 特定商取引法による通信販売に係る広告規制	特定商取引法改正に伴い、ファクシミリ広告が入ったことに賛成です。  理由： 今後ネットを使った広告の中に様々な形態が含まれると思うので、広義に考えてほしいと思います。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。
15	II-6 インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害	プリマサービスが明確に記載されたことに賛成です。  理由： プリマサービスという文が入ったことは相談現場としても事業者交渉がしやすくなるからです。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。
16	III-14 ブロックチェーン技術を用いた価値移転	「契約成立後、現金、物、サービスの提供など、自らの契約上の義務を履行したにもかかわらず、相手方が、合意された数量のトークン等の移転を行わない場合には、契約の効力として、一定数量のトークン等の移転を相手方に対して請求できる」など、ブロックチェーンに対する一定の判断がされたことに賛成です。  理由： 通貨ではないとはいえ、実際の電子商取引にブロックチェーンによる価値の移転がされているという現状があるからです。一定程度の価値を認め、今後の商取引の規制につなげられると思います。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。
17	III-14 ブロックチェーン技術を用いた価値移転	本論点は削除するのが妥当である。  理由： 有効な契約が結ばれていれば当該契約の履行を請求できるという民法の原則を述べているのみであり、「ブロックチェーン技術を用いた価値移転」に特有の論点は見受けられない。また、仮想通貨の法的性質でさえ有識者の間で様々な議論が存在する中、本準則で取り上げるのは時期尚早である。実務者にとって参考となる指針になっておらず、準則に記載すべき論点ではないと考える。 (同旨1件)	当事者間でトークン等を移転する送金や資金決済手段が普及しつつある現状において、トークン等の移転契約に関しても民法の原則が適用される旨を明確にすることには、一定の意義があるものと考えます。一方で、ご指摘の通り、ブロックチェーン技術に基づく電子商取引・情報取引に関しては、他にも様々な論点が想定されるので、今後の裁判例や実務を注視しつつ、必要に応じて論点の追加・修正を検討して参ります。
18	III-14 ブロックチェーン技術を用いた価値移転	51ページの脚注4について ゲーム内通貨(前払式支払手段)も仮想通貨と同等であると明記されているが、仮想通貨とゲーム内通貨は性質が異なるものであるとともに法的な義務規定等に差異があり、同等であるとされると誤解を与える可能性もあるため脚注4の削除を求める。仮に明記する場合は、誤解のないように十分な整理の上で掲載すべきであるとする。	ご意見を踏まえ、脚注4にて、「ゲーム内通貨」への言及を削除いたしました。

19	Ⅲ-14 ブロックチェーン技術を用いた価値移転	財産的価値の移転に対して契約を結ぶことによって移転の請求をすることは出来るものである。既にサービスその他の対価としての移転は存在しており、またそこに契約が存在しているのであれば、対価の請求権は当然発生する。そこに議論は必要ないだろう。ただし、財産的価値が貨幣価値と同等と考えられることから、時価と契約上移転される価値と相違の処理の議論は必要と思われる。移転側と取得側の認識している貨幣的価値(時価)が発生する可能性がある。	ご指摘いただきました点につきましては、裁判例や実務を注視しつつ、今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
20	IV章 国境を越えた取引等に関する論点(国際裁判管轄及び適用される法規に関して)	国際裁判管轄、準拠法(日本の公的規制の地理的適用範囲に関する問題を含む)および外国判決・外国仲裁判断の承認・執行をめぐる考え方についてこれからも鋭く見つめてほしいと思います。 理由: 電子書取引がグローバルとなり、国境がない中で、法的規制を毅然と設けることが課題と考えるからです。	本改訂の趣旨に賛成のご意見として承りました。国際裁判管轄、準拠法(日本の公的規制の地理的適用範囲に関する問題を含む)および外国判決・外国仲裁判断の承認・執行をめぐる考え方については、今後の裁判例や実務を注視しつつ、必要に応じて論点の追加・修正を検討して参ります。
21	IV-7 国境を越えた取引に関する製品安全関係法の適用範囲	本論点では、適用に関して述べるのみでなく、海外事業者への執行(実効性)についても議論するべきである。 理由: 近年、インターネットの発展により、日本国内にいながら海外事業者のサービスを利用することが容易になってきている。しかし、海外事業者に日本の法規制が適用され得る場合でも、当該海外事業者の本拠地が外国に存在しているために、執行が困難であり、法規制の実効性に乏しい現状となっている。	ご指摘いただきましたように、法の適用のみでなく執行(実効性)が重要であることは確かですので、今後の裁判例や実務を注視しつつ、必要に応じて論点の追加・修正を検討して参ります。
22	その他	当方はこれまで「電子商取引及び情報材取引等に関する準則」に関して、論点の選択からパブリックコメントに至るまでその作成プロセスが公開の議論に基づいておらず透明性に問題があること、議論が全く成熟していない論点を取り上げることによって実務者が参考にする指針としては内容の精度が不十分であること、にもかかわらず「準則」として政府が発する文書において見解を述べることの危険性等、民事関係法令の解釈の指針としての在り方には疑問を呈してきたところである。今回も、上述のような問題点は改善していない。	「電子商取引及び情報材取引等に関する準則」の改訂にあたっては、その内容の精度を担保するために、取引態様や技術の実態・動向、ADRや消費者相談における解決事例の蓄積、国際的なルール整備の状況等、様々な事情を考慮して論点を選択し、法学者や弁護士等の法律専門家のほか、消費者団体、事業者、関係省庁等からも助言をいただきながら、産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループにおいて改訂案を取りまとめた上で、パブリックコメントに付すという手続きを経ております。 また、準則の役割としては、現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを想定しており、何ら法的拘束力を有するものではありません。 いただいたご意見に関しては、今後の準則の在り方の参考にさせていただきます。
23	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19ページの脚注9の4行目「特商法」は、現行の略称一覧では「特定商取引法」です。</li> <li>・23ページの枠内の3行目「…フォームという。」において「は、「…フォーム」という。」においての誤記ではないか？</li> <li>・23ページの枠内の4行目「以下、」は、「以下」の誤記ではないか？</li> <li>・29ページの最下行から上に1行目「いえ ば」と、32ページの最下行から上に7行目「言える」とは、文言の統一が必要です。</li> <li>・32ページの1. の3行目「但し」と、同ページの2. の5行目「ただし」とは、文言の統一が必要です。</li> <li>・33ページの4行目「電子消費者契約法」は、現行の略称一覧では「電子契約法」です。</li> <li>・33ページの最下行から上に1行目の「但し書き」と、38ページの最下行から上に1行目「ただし書き」とは、文言の統一が必要です。</li> <li>・46ページの16行目「ベンダー」は、同ページの3行目で既に定義済みなので、ここでの記載は重複しています。</li> <li>・50ページの注釈2の1行目「資金決済法」は、現行の略称一覧に定義がすでに記載されているので、ここでの記載は重複しています。</li> </ul>	体裁に関していただいたご意見について、適宜採用させていただきます。

24	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所 45頁～</li> <li>・意見内容 例が実際に書いていないのを直す。</li> <li>・理由 意見内容のとおり。</li>   <li>・該当箇所 51頁本文下から3～2行目等々</li> <li>・意見内容 体裁だけが禁則処理おかしい。数字を途中で切らない。英単語もやむを得ず切る場合は音節の切れ目で切った上で切る前にハイフンをつける。</li> <li>・理由 意見内容のとおり。</li>   <li>・該当箇所 134頁脚注</li> <li>・意見内容 前者はアーカイブのうえ、法改正があるので新しいものを探すべきである。</li> <li>・理由 意見内容のとおり。</li>   <li>・該当箇所 139頁箱の下と脚注・140頁</li> <li>・意見内容 (i)' (ii)' → (i)' (ii)'</li> <li>・理由 体裁だけだが、アポストロフィーでなくプライム(通称ダッシュ)</li>   <li>・該当箇所 165頁脚注4(s59521802103.pdf変更履歴付き41頁)</li> <li>・意見内容 URLを下記にすべき。 <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2016/pdf/amendment_171206_0006.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2016/pdf/amendment_171206_0006.pdf</a></li> <li>・理由 新しいのができて案に載っているものは消滅している。</li>   <li>・該当箇所 196頁脚注1</li> <li>・意見内容 「検討の過程における利用(同法第30条の3)」を加える。</li> <li>・理由 平成24年追加。ネット上で公開された小説の映画化を検討するような場合が考えられる。もちろん最終的には許可を要する。</li>   <li>・該当箇所 234頁図</li> <li>・意見内容 メモリとHDDを1桁ぐらい上げる。それからメモリーにする。</li> <li>・理由 今ときそんなのよほど単純なソフトでないと考えられない。本文の表記はメモリー。正確にはJISでは主記憶装置だが、実際上使用されない。</li>   <li>・該当箇所 235頁○1</li> <li>・意見内容 要素の錯誤か動機の錯誤かという問題になってくるが、この点について何も書いていないのは納得がいかない。</li> <li>・理由 Mac版OfficeとWindows版Officeを間違えるのは要素の錯誤なのか。片方しかない場合はどうなのか。</li>   <li>・該当箇所 237頁の(本文中の)脚注番号3の直前、その他随所・意見内容 詰める。</li> <li>・理由 体裁だけだが、前が空いているのに後ろが詰まっているのはおかしい。他の部分も検討の余地がある。</li>   <li>・該当箇所 258頁第2段落末尾</li> <li>・意見内容 「なお、債務不履行によって、債権者の他の財産や人身に損害が生じた場合(拡大損害が発生した場合)の損害賠償請求権は、債務不履行の時から原則として10年で時効により消滅する。」は削除すべき。</li> <li>・理由 PL法による責任を言っているものと思われるが、2つ前の脚注にあるようにソフトウェアは原則として対象ではない。債務不履行という言い方も問題がある。不完全履行も債務不履行の一種だという意味で債務不履行と言ったのかもしれないが、PL法による賠償責任者と賠償請求権者の間には必ずしも直接の契約は存在せず、「ベンダー→小売店→消費者」のような場合でも消費者がまっすぐベンダーの責任を問えることを定めたのがPL法である。それからPL法の10年というのは時効でなく除斥期間と考えられている。この点では色々問題はあるが。</li>   <li>・該当箇所 274頁最終段落</li> <li>・意見内容 「賃貸借契約」を「賃貸借契約(対抗力なし)」に直すべき。</li> <li>・理由 通常は借地借家法10条1項により対抗力を持つのでわざわざ「賃貸人たる地位を譲渡」する必要はないが、この判例の事例では譲渡の時点で建物をまだ建てておらず対抗力がないので「賃貸人たる地位を譲渡」する必要があった。断らないと誤解を招く。</li> </ul>	<p>準則全体(今次の改訂に該当しない箇所も含む)の体裁に関していただいたご意見について、適宜採用させていただきました。また、準則全体(今次の改訂に該当しない箇所)に関していただいたご意見に関しては、今後の準則改訂の参考にさせていただきます。</p>
----	-----	--	---

- ・該当箇所 278頁脚注1
- ・意見内容 この脚注は不要。なお以下脚注番号ずらす。
- ・理由 ソフトウェアに特許を認めることに関して解釈上問題があるのでこういう脚注をつけたものと思われるが、平成14年特許法2条3項改正で「物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては……」とあるので現在はソフトウェアを特許と認めることに問題はない。
  
- ・該当箇所 278頁・279頁脚注4以降
- ・意見内容 「中間論点整理」とあるが、「中間」でないものはないのか。あれば新しい物にすべきである。
- ・理由 「中間論点整理」は「平成17年10月11日」とあり、古いものである。もっと新しいのがあっておかしくないはずである。  
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g61201c05j.pdf>
  
- ・該当箇所 283頁脚注19
- ・意見内容 日付は間違っていないのか。それから判決引用文中「競売価格は本件土地にYの賃借権が設定されているものとして扱っても十分見合う金額であること」の直後に次の注をつけるべきである。  
[注:その後昭和54年に民事執行法が制定されて第60条により最低売却価額(平成16年改正による売却基準価額の8割)が定められることになり、しかも現在は競争も激しくなってきたので、現在はこういった事態は防げるようになった。]
- ・理由 内容から言って次の脚注20と同じ事件のようにも見えるが、最高裁判例の脚注20より後の日付の地裁判決になっているが、間違いはないのか。それからあくまで「当時だから」容易に生じる事態であることをはっきりさせるべきである。
  
- ・該当箇所 298頁最初の1行アキ
- ・意見内容 詰める
- ・理由 不要
  
- ・該当箇所 364頁6行目
- ・意見内容 余分なアキを詰める。
- ・理由 不要
  
- ・該当箇所 判例等索引2頁下3行等
- ・意見内容 数字の前後体裁合わせる。
- ・理由 体裁